

大阪市港区選挙管理委員会 会議録要旨

- 1 開催日時 令和6年10月14日（月）午後2時～午後2時35分
- 2 開催場所 港区役所6階 応接室
- 3 出席者 （委員）大谷委員長、近江委員長代理、姥谷委員、坪内委員
（事務局）参与以下5名
- 4 議 題

報告事項

- 1 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の管理執行について
 - ・衆議院小選挙区選出議員選挙におけるポスター掲示場の様式について
ポスター掲示場の様式は、選挙関係事務執行規程（昭和38年大阪府選挙管理委員会規程第2号）別記第13号様式その1に準ずるものとするを11月8日付、委員長専決により決定したことを報告しました。

議決事項

- 1 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の管理執行について
 - （1）選挙人名簿について
 - ①選挙人名簿の登録（選挙時）並びに抹消について
公職選挙法第22条及び第28条、同施行令第17条に基づき、選挙人名簿の登録及び抹消を行いました。
令和6年10月14日現在 男 32,151人 女 34,305人 合計 66,456人
 - ②在外選挙人名簿の登録者数の報告について
公職選挙法施行令第23条の16第1項において準用する同令第22条第1項の規定により、次のとおり在外選挙人名簿登録者を報告することを決定しました。
男 17人 女 23人 計 40人
 - ③選挙時における選挙人名簿の抹消を事前に委員会で議決を行う件について
原案のとおり決定しました。
 - ④選挙時における選挙人名簿の抹消権限を委員長に委任する件について
原案のとおり決定しました。
 - （2）ポスター掲示場の設置について（告示事項）
大阪市選挙ポスター掲示場条例第1条及び公職選挙法第144条の2第1項、第4項により、ポスター掲示場の設置及びその告示を行うことを決定しました。
 - （3）投票について
 - ①投票所の設置について（告示事項）
公職選挙法第39条及び第41条により、投票所の設置及び告示を行うことを決定しました。

②投票管理者及びその職務代理者の選任について（告示事項）

公職選挙法第 37 条、公職選挙法施行令第 24 条及び第 25 条により原案のとおり選任し、告示することを決定しました。

③投票記載所の候補者の氏名等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時について（告示事項）

大阪府選挙関係事務執行規程第 65 条第 2 項により、くじを行う場所及び日時、また、その告示を行うことを決定しました。

（４）期日前投票・不在者投票について

①期日前投票所の設置について（告示事項）

公職選挙法第 48 条の 2 第 6 項による読替え後の同法第 41 条第 1 項により、期日前投票所の設置及び告示を行うことを決定しました。

②期日前投票所の時間延長について（告示事項）

公職選挙法第 48 条の 2 第 6 項において読み替えて準用する同法第 40 条第 1 項ただし書の規定により、期日前投票所を閉じる時刻を繰り下げる告示を行うことを決定しました。

③不在者投票所の時間延長について（告示事項）

公職選挙法第 270 条の 2 第 1 項の規定により、不在者投票を行う時間の延長について、告示することを決定しました。

④期日前投票所における投票管理者及びその職務代理者の選任について（告示事項）

公職選挙法施行令第 49 条の 7 の読替え後による同令第 25 条の規定に基づき原案のとおり選任し、告示することを決定しました。

⑤在外選挙人が投票を行う期日前投票所の指定（告示事項）

公職選挙法第 49 条の 2 第 4 項の読替え後による同法第 48 条の 2 第 1 項の規定に基づき、在外選挙人が投票できる期日前投票所を指定し、告示を行うことを決定しました。

（５）開票について

①開票の場所及び日時について（告示事項）

公職選挙法第 63 条及び第 65 条に基づき開票所の場所及び日時を決定し、同法第 64 条の規定に基づき告示することを決定しました。

②開票管理者及びその職務代理者の選任について（告示事項）

公職選挙法第 61 条第 2 項及び公職選挙法施行令第 67 条第 1 項の規定に基づき選任し、同令第 68 条により告示することを決定しました。

③開票立会人を定めるくじを行う場所及び日時について（告示事項）

公職選挙法第 62 条第 2 項、第 4 項及び第 6 項により、くじを行う場所及び日時、また、その告示を行うことを決定しました。

（６）最高裁判所裁判官の氏名等の掲示場所について（告示事項）

最高裁判所裁判官国民審査法施行令第 20 条の規定により、掲示の場所及び、その告示を行うことを決定しました。

その他

- 1 個人演説会開催のために必要な施設の設備の程度及び納付すべき費用の額について
公職選挙法施行令第 121 条により費用額を承認しました。
- 2 次回委員会について
次のとおり決定しました。
日時 令和 6 年 10 月 15 日（火） 午後 5 時 30 分から
場所 港区役所 6 階 応接室